

# 2022年度 鎌倉市障害者支援協議会 組織図

～ 鎌倉市障害者基本計画の将来目標 ～  
 障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

## 鎌倉市障害者支援協議会

「障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する」

**鎌倉市障害者支援協議会 全体会** 年3回開催予定

**【所掌事務】**  
 (1) 地域の課題の確認と情報の共有に関すること。  
 (2) 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関すること。  
 (3) 協議会の運営内容についての評価に関すること。  
 (4) 専門部会の設置に関すること。  
 (5) その他協議会において検討すべきとされた事項に関すること。

・上記(2)の協議及び全体会において協議、検討事項が必要とされた事項について、専門部会に協議を依頼し、全体会へ報告を求める。

**【構成委員】**  
 (1) 医療関係者  
 (2) 福祉に関係を有する団体の関係者  
 (3) 就労に関係を有する団体の関係者  
 (4) 学識経験を有する者  
 (5) 関係行政機関及び関係教育機関の職員  
 (6) 障害者等及びその家族  
 (7) その他、市長が必要と認める者。

\*任期は2年以内とし、満了日は委嘱を行った年度の翌年度末日とする。  
 \*会長及び副会長各1人を置く。会長及び副会長は委員の互選によって定める。

**【その他、全体会の役割】**  
 会議における協議の結果、必要に応じて、市長及び事業主体等に対し提案する。

**鎌倉市障害者支援協議会 運営会議** 適宜開催予定

**【所掌事項】**  
 (1) 協議会の運営に関すること。  
 (2) 全体会における協議事項に関すること。  
 (3) 全体会が設置するとして専門部会に関すること。

**【構成委員】**  
 (1) 鎌倉市障害福祉課長  
 (2) 鎌倉市が業務委託する相談支援事業者  
 (3) 専門部会長  
 \*必要に応じて臨時委員を置くことができる。  
 \*座長及び副座長各1人を置く。

**【役割】**  
 ①全体会開催前の打ち合わせ  
 ②情報や課題の共有と交通整理  
 ③各部会の進捗管理  
 ④市の予算編成を見据えた協議会のスケジュール管理  
 ⑤今後の協議会のあり方についての協議

**鎌倉市障害者支援協議会 専門部会** 年3回開催予定

**【協議事項】**  
 障害福祉事業や障害福祉サービスについて、実務上や実際上の問題や対応策について協議を行う。専門部会は、各部会が自主的、主体的に、かつ柔軟性をもって運営することとし、取り上げるテーマについては、専門部会や作業部会を通じて把握した課題を整理し、設定するほか、全体会および運営会議で抽出、整理された課題を取り扱うこととする。

**【構成委員】**  
 専門部会の委員は、運営会議において選任し、必要に応じて専門部会長が選任する。  
 \*部会長を置く。部会長は委員の互選によって定める。

**地域生活支援部会**

障害のある方が地域で安心して暮らせるための課題抽出や機能の協議、検討を行う部会。地域生活支援拠点整備に関する事業の進捗等についての協議の場としての機能も併せ持つ。

**精神保健福祉部会**

精神障害のある方が地域で安心して暮らせるための課題抽出や機能の検討・協議を行う部会。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の協議の場としての機能も併せ持つ。

**子ども応援部会**

障害のある子が地域でのびのび成長していける環境づくりや、障害のある子を育てる保護者が地域で安心して子育てできるサポートネットワークづくりについて協議、検討する部会

作業部会・研修会等  
(必要に応じて設置、実施)

作業部会・研修会等  
(必要に応じて設置、実施)

作業部会・研修会等  
(必要に応じて設置、実施)

**地域事例みえるか会議** 随時開催

**【構成委員】**  
 (1) 鎌倉市が業務委託する相談支援事業者  
 (2) 鎌倉市障害福祉課  
 (3) 鎌倉市基幹相談支援センター  
 ※臨時委員として主任相談支援専門員

**【役割】**  
 ①地域課題を個別事例から抽出、整理し、「みえる化」する。  
 ②抽出、整理した地域課題を、協議のテーマ案として運営会議に示す。運営会議との連動を目指す。

**鎌倉市障害者支援協議会 事務局**

**【構成等】**  
 (1) 事務局を鎌倉市健康福祉部障害福祉課に置く。  
 (2) 庶務は社会福祉法人等に委託することができる。



2022年度 鎌倉市障害者支援協議会 関係図

～ 鎌倉市障害者福祉計画の基本理念 ～  
 障害のある人も障害のない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して  
 地域で暮らせるまち

【目的】障害者の地域での生活を支援するため、課題を把握し、その解消に向けて施  
 策への反映等、課題解決のための支援体制整備に関する事項を協議する。

鎌倉市障害者支援協議会

全体会

- ・専門部会からの報告・提言内容の評価、検討と、承認に基づく市への意見
- ・協議会の運営内容についての評価

運営会議

(議題調整等)  
(協議会のエンジン)

地域事例  
みえるか会議

(課題把握・整理等)

専門部会 (実質協議の場)

- ・主たるテーマごとに課題対応策、方針を決定し、全体会に報告

地域生活  
支援部会

精神保健  
福祉部会

こども応援部会

プロジェクトチーム

地域交流活動

事務局  
鎌倉市障害福祉課  
鎌倉市基幹相談支援センター

鎌倉市関係課(例: 地域共生課、発達支援室、市民健康課、高齢者いきいき課、生活福祉課、総合防災課、地域のつながり推進課)  
 鎌倉市教育委員会(教育指導課)

関係団体  
(障害サービス、高齢福祉、地域福祉、教育、児童支援、就労、当事者、医療分野等)

協議会に課題を提起し、協議会からは協議内容についてフィードバック(報告)を受ける

横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会

神奈川県自立支援協議会

【上位計画】

鎌倉市総合計画

将来目標の1つ:  
「健やかで心豊かに暮らせるまち」

鎌倉市障害者福祉計画(鎌倉市障害者基本計画、鎌倉市障害福祉サービス計画)

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会(外部会議)

鎌倉市障害者福祉計画推進会議(庁内会議)

「障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」。(障害者総合支援法第88条第9項) 施策に関する情報交換、意見交換、調査研究などにより、連携して計画の地域における総合的な推進を図る。

【上位計画】

障害者基本計画(国策定)

かながわ障がい者計画(県策定)

基本にして策定

基本にして策定

連携

連携

課題提起

連携

報告

連携

施策等への提言

連携・情報交換  
意見交換等

課題提起

運営支援

課題整理依頼

運営支援  
課題依頼

活動内容確認  
状況報告

協議を  
委ねる  
報告  
提言